平成二十二年 号外第十号

日

曜

三月八日

月

目 次

選挙管理委員会

不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正......

## 選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五号

選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のとおり改正する。 昭和六十一年八月二十二日山梨県選挙管理委員会告示第四十九号及び平成十三年山梨県 年山梨県選挙管理委員会告示第七号、昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第十三号、 号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示 (昭和四十四 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二

平成二十二年三月八日

山梨県選挙管理委員会

委員長

敏

(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号の一部改正)

表中「南巨摩郡鰍沢町三四〇番地一」を「南巨摩郡富士川町鰍沢三四〇番地一」に改

(昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第十三号の一部改正)

改める。 表中「南巨摩郡鰍沢町一、八〇七番地」を「南巨摩郡富士川町鰍沢一八〇七番地」に

(昭和六十一年山梨県選挙管理委員会告示第四十九号の一部改正)

表中「南巨摩郡増穂町小室一二四一番地」を「南巨摩郡富士川町小室一二四一番地」

に改める。

(平成十三年山梨県選挙管理委員会告示第三号の一部改正)

前通二丁目三七七六番地」に改める。 表中「南巨摩郡鰍沢町駅前通り二丁目沢ノ戸三七七六番地」を「南巨摩郡富士川町駅

県 公 報号 外 第十号 平成二十二年三月八日

Щ

梨

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報号外
甲府市丸の内	第十号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成二十二年三月八日
印刷所(株サンニチ印刷)	白
甲府市北口二丁目六番	
	=